

しゅうがくえんじょ

# 令和7年度 就学援助のお知らせ

三戸町教育委員会では、お子さんの小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助しています。

## 1. 就学援助の対象となる方

下記事項（１）～（９）に該当しており、さらに教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた方（世帯全体の所得状況を審査し決定します。）

- (1) 生活保護を受けている

(2) 生活保護を停止又は廃止された

(3) 町民税が非課税である

(4) 町民税、個人事業税又は固定資産税を減免されている

(5) 国民年金保険料を免除されている

(6) 国民健康保険税を減免又は徴収を猶予されている

(7) 児童扶養手当の支給を受けている

(8) 生活福祉資金の貸付を受けている

(9) その他の理由で経済的に困っている



〔認定となる所得等の目安〕

※ 下記の表はあくまでも目安です。申請年度や家族構成、年齢等によって認定となる額は異なります。  
※ 所得金額とは、給与所得者は「支払金額」から「給与所得控除」を、自営業等の方は「収入の総額」から「必要経費」を差し引いた後の金額です。

| 家族構成〔例〕 |                         | 世帯の総所得金額から社会保険料控除や生命保険控除等を差し引いた額〔目安〕 |
|---------|-------------------------|--------------------------------------|
| 2人      | 父又は母(30代)、小学5年          | 152万円程度まで                            |
| 4人      | 父(30代)、母(30代)、小学3年、小学1年 | 247万円程度まで                            |

## 2. 援助の対象となる内容及び支給額

(※令和6年度の内容のため、令和7年度に援助の対象及び支給額が変更となる場合もあります。)

| 援助対象        | 支給額等                               | 援助の内容等                                                                                                                                                                 |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校給食費       | 実費                                 | 実際にかかった分を給食センターに直接支払います。                                                                                                                                               |
| 学用品費        | 小学校：年額 11,630 円<br>中学校：年額 22,730 円 | 学期毎（5月・8月・1月）に分けて支給します。                                                                                                                                                |
| 通学用品費       | 小学校：年額 2,270 円<br>中学校：年額 2,270 円   | 学期毎に分けて支給します。但し、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は対象外です。                                                                                                                             |
| 新入学児童生徒学用品費 | 小学校は年額 57,060 円<br>中学校は年額 63,000 円 | <div>！！注意！！</div> <div>入学前に「三戸町学び応援！入学祝い金」の支給を受けている場合は、支給の対象外となります。</div> <div>4月から認定となった新入学児童生徒にのみ1学期学用品費と一緒に支給します（入学前支給の申請をし、支給決定を受けた方は1学期学用品費とは別に入学前に支給されます）。</div> |
| 修学旅行費       | 実費                                 | 修学旅行に参加した児童生徒に支給します。支給は実施後となります。                                                                                                                                       |
| 校外活動費       | 小学校：上限 1,600 円<br>中学校：上限 2,310 円   | 校外活動に参加した児童生徒に支給します。支給は実施後となります。                                                                                                                                       |
| 医療費         | 治療費の自己負担分                          | 学校病の治療に支払った額を医療機関に直接支払います。ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費助成を受けている方は対象外です。                                                                                                           |
| 卒業アルバム代等    | 小学校：上限 11,000 円<br>中学校：上限 8,800 円  | 卒業アルバム代を支給します。支給は保護者の代金支払い後となります。                                                                                                                                      |

(裏面に続く)

●生活保護を受けている方は、生活保護費に含まれない修学旅行費、医療費のみが援助対象となります。

3. 申請方法

(1) 提出書類

|                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 令和7年度 就学援助申請書<br>(※各学校に用意してあります。)                  | ○表面「世帯票」<br>世帯員は令和7年4月1日時点で <u>生計を同じくする世帯全員</u> を記入してください。<br><br>※生計を同じくする世帯全員とは、基本的には同居している方全員となりますが、同居していない場合でも、単身赴任等で別居している保護者や学生等も含まれます。<br>※同居しているが世帯分離している場合や間借りの場合も、生計を同じくしていると見なします。<br><br>○裏面「委任状兼口座振込依頼書」<br>認定となった際の学校給食費等の請求や受領に関する学校長への委任状、就学援助費の振込先口座の届出書となります。                                         |
| ② 振込先口座の通帳のコピー                                       | 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義(氏名・フリガナ)を確認します。                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ③ 令和6年度 所得課税証明書<br>(※R6.1.1時点で <u>町外に住所があった方のみ</u> ) | 令和6年1月1日以降に転入された方(学生は除く。)について提出してください。収入がなかった方も提出が必要です。<br>※ 令和6年1月1日時点で住所のあった市町村で取得できます。<br><div><b>令和6年1月1日時点で町内に住所があった方は提出不要です。<br/>(申請者の同意に基づき所得課税資料等を閲覧します。)</b><br/>※令和6年1月1日時点で三戸町に住民登録されている方で、令和6年度町・県民税の申告又は令和5年分確定申告が完了し、三戸町の令和6年度所得課税証明書の発行対象となる方は提出不要です。手続きがお済みでない場合は審査ができませんので、収入の有無に関わらず申告等をお願いします。</div> |
| ④ 遺族年金、障害年金の振込通知書<br>(※遺族年金、障害年金を <u>受給している方のみ</u> ) | 遺族年金、障害年金を受給している方は年金振込通知書のコピーを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑤ 国民年金保険料免除申請承認通知書                                   | 免除を受けている方はコピーを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑥ 児童扶養手当証書                                           | 受給している方はコピーを提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

(2) 提出先、提出期限

学校が指定する期日までに、お子さんが就学している学校に提出してください。(4月認定の申請は、在校生は2月上旬から、新入学児童は入学後から開始します。提出期限は各学校に確認してください。)お子さんが小学校と中学校の両方に就学している場合は、一枚の申請書に記入し、小学校に提出してください。

また、援助費目のうち、新入学児童生徒学用品費のみ、年度前(入学前)に前倒して支給を受けること可能です。申請書は、小学校就学前児童については教育委員会から郵送、中学校入学前児童については学校を通じて配付します。

4. 認定について

- (1) 認定は、世帯の合計所得や生活状況等を勘案し審査を行います。認定結果は、決定次第お知らせします。
- (2) 世帯状況等については、必要に応じて地区担当民生委員に確認をお願いしております。訪問やお電話にて連絡がありましたら、世帯の生活状況等を説明していただくようお願いします。
- (3) 申請後、世帯状況が変わる(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居等)場合は、必ず、速やかに学校へご連絡ください。

5. 年度途中の申請について

申請は年度途中でも可能ですので、希望される場合は学校にご相談ください。